

2019年7月25日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
会 社 名 ソフトバンクグループ株式会社  
(コード番号 9984 東証第一部)  
代 表 者 代表取締役会長 兼 社長 孫 正義

## 新株予約権（ストックオプション）の発行要領の一部変更および確定に関するお知らせ

当社が、2019年5月30日の取締役会決議に基づき、当社の従業員に対して発行する新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行要領について、2019年6月28日を効力発生日とした株式分割に対応するため、本日開催の取締役会決議において一部事項の変更を行うとともに、未定となっていた事項が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### I 新株予約権の発行要領の変更

#### 1. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(変更前)

本新株予約権（発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、100株とする

(変更後)

本新株予約権（発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、200株とする

##### (6) 新株予約権の行使の条件

(変更前)

① 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が 400株以上の本新株予約権者（以下に定義）が以下の i 乃至 iv に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(変更後)

- ① 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が 800 株以上の本新株予約権者(以下に定義)が以下の i 乃至 iv に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

(変更前)

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げるものとする。)とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格(C)
- ② 株価(S) : 2019年7月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価額(X) : 1円
- ④ 予想残存期間(T) : 時の経過とともに付与されたストックオプションの一定部分(4分の1)ごとに段階的に権利行使が可能となるため、権利行使期間開始日の異なるごとに2.1年・3.1年・4.1年・5.1年とする。
- ⑤ 株価変動性(σ) : 割当日から予想残存期間分遡った週次の株価情報を用いて算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り(q) : 1株当たりの配当金(2019年3月期の実績配当金) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数(N(·))

(変更後)

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げるものとする。)とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 ( $C$ )
- ② 株価 ( $S$ ) : 2019年8月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値  
(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価額 ( $X$ ) : 1円
- ④ 予想残存期間 ( $T$ ) : 時の経過とともに付与されたストックオプションの一定部分(4分の1)ごとに段階的に権利行使が可能となるため、権利行使期間開始日の異なるごとに2.1年・3.1年・4.1年・5.1年とする。
- ⑤ 株価変動性 ( $\sigma$ ) : 割当日から予想残存期間分遡った週次の株価情報を用いて算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り ( $q$ ) : 1株当たりの配当金(2019年3月期の実績配当金) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

#### 4. 新株予約権の割当日

(変更前)

2019年7月26日

(変更後)

2019年8月13日

## II 新株予約権の発行要領の確定

### 1. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(確定前)

(本新株予約権全体の目的である株式の総数は 250,000 株が当初の上限となる。なお、本新株予約権の割当ては、当社が2019年6月27日を基準日、同月28日を効力発生日として予定している当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割する株式分割(以下「2019年6月株式分割」)後に行われるものであり、付与株式数および本新株予約権全体の目的である株式の総数は、2019年6月株式分割の効力発生後の数を記載している。)

(確定後)

(本新株予約権全体の目的である株式の総数は 208,600 株が当初の上限となる。なお、本新株予約権の割当ては、当社が 2019 年 6 月 27 日を基準日、同月 28 日を効力発生日として予定している当社普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割する株式分割 (以下「2019 年 6 月株式分割」) 後に行われるものであり、付与株式数および本新株予約権全体の目的である株式の総数は、2019 年 6 月株式分割の効力発生後の数を記載している。)

## 2. 新株予約権の数

(確定前)

2,500 個

(確定後)

1,043 個

## 6. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

(確定前)

当社の従業員 100 人に対し 2,500 個

なお、上記対象となる者の人数および割当新株予約権数は上限を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

(確定後)

当社の従業員 77 人に対し 1,043 個

(ご参考)

上記に記載した事項以外の本新株予約権の発行要領については、2019 年 5 月 30 日付「新株予約権 (ストックオプション) の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上